

# 鳥獣対策用電気柵について

## ○安全に・正しく使って鳥獣害から農作物を守ろう

静岡県で発生した電気柵による感電事故は、「電気柵用電源装置」がなく、家庭用電源から直接電気柵に通電するという違法なものでした。電気柵は、ルールを守って正しく安全に使えば、獣害対策として最も効果的な手段です。

電気柵を使うときは、左記の安全確保と獣害被害防止効果が100%得られるよう、正しく設置されているか確認をしましょう。

## 「安全確保のために遵守すべき事項(電気事業法)」

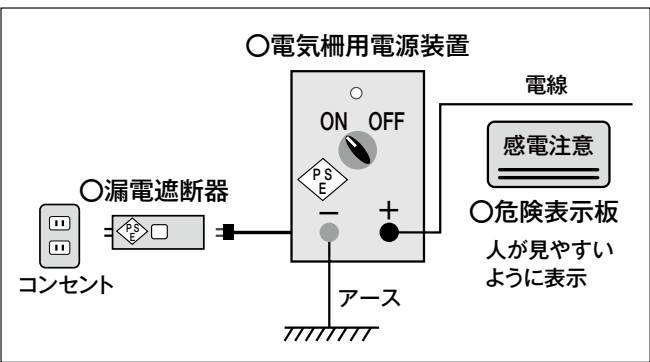
- 1 安全な電気柵用電源装置の使用
- 2 家庭のコンセントから電気を供給するときは漏電遮断器を設置

### 3 危険表示板の設置

## 「効果を100%得るために」

- 1 設置した日から通電
- 2 電源は常時ON
- 3 使わない時は柵線をはずす  
電気が通っていない状態で、電線を張りっぱなしにしておく、動物が電線になれてしまい、防止効果が期待できません。
- 4 漏電のチェック  
電線に草や何か障害物が触れてないか、電線が切れていないかなど。

○「電気柵は張ったらおしまい」ではありません。危険表示板がちやんとついているか、電気は通電しているか、機械は壊れていないかなど、定期的に人間が見回ることが、獣害対策にも繋がります。電気柵についてご不明な点は、営農経済部または秩父農林振興センターまで、お気軽に御相談下さい。



営農経済部 TEL: 0494-63-2020  
秩父農林振興センター TEL: 0494-25-1310